

★掲載の情報は市のホームページ(アドレスは表紙参照)でもご覧になれます ★申し込みはがき「基本事項」の記入方法は11ページを参照 ★時間は24時間表記

依存症の問題で悩む 家族のための教室

アルコールや薬物、ギャンブルなどの依存症について、正しい知識や対応方法を学びます。5月8日(水)、6月12日(水)、7月10日(水)(全3回)の14～16時、精神保健福祉センター(小倉北区馬借一丁目、総合保健福祉センター5階)で。定先着10人。4月17日から精神保健福祉センター☎522・8729へ。

なるほど介護講座「福祉用具 展示場見学・体験ツアー」

5月17日(金)10時30分～11時30分、総合保健福祉センター(小倉北区馬借一丁目)で。定20人。5月10日までに福祉用具プラザ北九州☎522・8721へ。聴覚障害者は☎522・8771も可(基本事項と☎・☎など介助必要の有無を記入)。

パソコン講座「エクセル基礎」

5月17日～6月11日の毎週火・金曜日(全8回)。14～16時の部と18時20分～20時20分の部あり。対ひとり親家庭の親か寡婦。定各部13人。料1180円。託児(無料)は☎を。☎はがき(1人だけ)に基本事項と託児希望者は子どもの名前と年齢を書いて4月25日までに母子・父子福祉センター(〒804-0067戸畑区汐井町1-6、☎871・3224)へ。

英語で語る自分の国 韓国

北九州市在住の外国人が自国の文化などについて英語で語ります。5月18日(土)14～15時30分、北九州国際交流協会(黒崎駅西側、コムシティ3階)で。定先着

30人。料500円。4月18日から同協会☎643・6464へ。

東部障害者福祉会館の講座

①オストメイト講習会 5月19日(日)13～15時、西部障害者福祉会館(黒崎駅西側、コムシティ5階)で。対オストメイト(人工肛門・人工膀胱造設者)と家族。定先着20人。

②おりがみ教室 カエルとアジサイを折ります。5月25日(土)13時30分～15時、東部障害者福祉会館(戸畑駅前、ウェルとばた6階)で。対障害のある人。定6人。料200円。

共通☎電話で①は4月18日から、②は4月15日～5月11日に東部障害者福祉会館☎883・5550へ。②はネットも可。聴覚障害者は☎883・5551も可(基本事項と☎・☎など介助必要の有無を記入)。

八幡西生涯学習総合センターの北九州市民カレッジ

韓国語(初級Ⅱ) 5月20日～7月29日のおおむね毎週月曜日(全10回) 18～19時30分。料6000円。

ニコと学ぶドイツ語会話 5月21日～8月20日のおおむね毎週火曜日(全13回) 19～20時30分(8月20日は21時まで)。料8000円。

韓流ドラマで学ぶ「韓国語の世界」 5月22日～6月19日の毎週水曜日(全5回) 18時15分～20時15分。料4000円。

共通九州国際大学地域連携センター(黒崎駅西側、コムシティ2階)で。定各30人。5月7日まで。詳細は九州国際大学地域連携センター☎631・2203へ☎を。担八幡西生涯学習総合センター☎641・9360。ネットも可。

介護予防教室

ひまわり太極拳 介護予防に役立つ動きを取り入れた北九州市オリジナルの太極拳。▶八幡東生涯学習センター(八幡東区平野一丁目)=5月21日～6月11日の毎週火曜日10～12時 ▶曾根体育館(小倉南区下曾根四丁目)=5月22日～6月12日の毎週水曜日14～16時 ▶総合保健福祉センター2階(小倉北区馬借一丁目)=5月24日～6月14日の毎週金曜日10～12時 ▶若松市民会館(若松駅前)=6月20日～7月11日の毎週木曜日14～16時。

きたきゆう体操 転倒予防などに役立つ運動。▶新門司地域交流センター(門司区吉志新町二丁目)=5月23日～6月13日の毎週木曜日14～15時30分(5月23日は16時まで) ▶折尾まちづくり記念館(八幡西区堀川町)=6月18日～7月9日の毎週火曜日14～15時30分(6月18日は16時まで) ▶戸畑生涯学習センター(戸畑区中本町)=6月19日～7月10日の毎週水曜日14～15時30分(6月19日は16時まで) ▶北九州学術研究都市産学連携センター(若松区ひびきの)=6月21日～7月12日の毎週金曜日14～15時30分(6月21日は16時まで)。

共通全4回。対運動を行うのに健康上問題のない65歳以上。定各教室30人。☎往復はがき(1人だけ)に基本事項と施設名を書いて4月26日までに福岡県作業療法協会(〒802-0044小倉北区熊本一丁目9-1 ONE OFF第2ビル101、☎951・8760)へ。担保健福祉局認知症支援・介護予防センター☎522・8765。ネットも可。

施設の催し

山田緑地

☎582・4870

〒803-0865小倉北区山田町 開9～17時 休火曜日(祝・休日のときは開園し翌日が休園)

①ピアチェーレ・ギターコンサート 4月21日(日)14～15時30分。

②自然ガイドウォーク ガイドと一緒に野鳥や草花などを観察します。5月3日(祝)～5日(祝)の13時30分～15時。対小学生以下は保護者同伴。定先着各日30人。

③みつばちプロジェクト ニホンミツバチの養蜂講座。5月5日(祝)13～15時。定先着50人。

共通料駐車場は有料。①②③は必要。

②は4月18日からネット。③は電話で4月18日からNPO法人グリーンワーク☎383・6807へ。

美術館

☎882・7777

〒804-0024戸畑区西鞆ヶ谷町21-1 開9時30分～17時30分(入館は17時まで) 休月曜日(祝・休日のときは開館し翌日が休館)

カフェ・ミュゼ アートプログラム「田中奈津子展」 5月19日(日)までの10時30分～17時30分、美術館2階「カフェ・ミュゼ」で。料飲食物の注文(購入)が必要。

北九州芸術祭総合美術展 ▶写真部門公募展=4月16日(火)～21日(日)の9時30分～17時30分(21日は17時まで) ▶陶芸部門=4月16～21日の9時30分～17時30分(21日は17時まで) ▶帆船模型部門=4月23日(火)～28日(日)の9時30分～17時(28日は16時まで) ▶公募北九州水彩展=4月23～28日の9時30分～17時。

美術館黒崎市民ギャラリー

☎644・5206

〒806-0021八幡西区黒崎三丁目15-3、コムシティ3階 休開催期間以外

北九州芸術祭総合美術展 ▶表装美術協会員の作品展=4月16日(火)～21日(日)の10～16時30分 ▶染織公募美術展=4月23日(火)～28日(日)の9時30分～17時30分(28日は17時まで)。

子育てふれあい交流プラザ

☎522・4150

〒802-0001小倉北区浅野三丁目8-1、AIMビル3階 開10～18時 休第1・3火曜日

①小児外科医ありま先生の子育て相談 4月20日(土)15時30分～16時30分。対未就学児と保護者。料コーナー入場料が必要。

②読み聞かせ「絵本のとびら」 4月23日(火)・30日(火)の13～13時15分。対未就学児と保護者。料コーナー入場料が必要。

③ベビーマッサージ教室 4月25日(木)11～12時。対生後12カ月までの乳児と保護者。定先着15組。

共通☎③は必要。電話で4月17日から同施設へ。

国民健康保険料のお知らせ

☎各区役所国保年金課

国民健康保険料のうち均等割額、平等割額を下表のとおり決定しました。令和6年度の国民健康保険料は所得割額の決定後、6月(特別徴収の人は7月)に通知します。

| | 医療分 | 後期高齢者支援金分 | 介護分(対40～64歳の被保険者) |
|----------------|-------------------------------------|-----------|-------------------|
| 均等割額(被保険者1人の額) | 2万3170円 | 9700円 | 9660円 |
| 平等割額(1世帯の額) | 2万7140円 | 1万1370円 | 8400円 |
| 所得割額 | 世帯の被保険者全員の令和5年中の所得に応じて算出。料率は5月末に決定。 | | |
| 賦課限度額 | 65万円 | 24万円 | 17万円 |

※国民健康保険料の年額は、上記の「均等割額」「平等割額」「所得割額」を合算した金額となります。

※世帯員(主)が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行したため国民健康保険加入者が1人になる世帯について、平等割額が軽減されます。

令和6年度の改正点

保険料負担の公平性の確保と中低所得者層の保険料負担軽減となるよう、賦課限度額を改正しました。

●国民健康保険料の軽減

国の定める所得基準を下回る世帯は、保険料の均等割額、平等割額が軽減されます。軽減の対象世帯の判定は、下表の合計所得の額によって行われます。

| 軽減割合 | 軽減の基準(「世帯主+世帯主を除く被保険者+特定同一世帯所属者」の令和5年中の合計所得) |
|------|---|
| 7割 | 合計所得が、43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円以下 |
| 5割 | 合計所得が、43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+(29.5万円×被保険者数)以下 |
| 2割 | 合計所得が、43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+(54.5万円×被保険者数)以下 |

※軽減判定の際は、擬制世帯主(会社の健康保険や後期高齢者医療制度などに加入しているが、世帯を代表して届け出や保険料の納付義務を負っている人)の所得を含みます。

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人で移行後も引き続き国民健康保険被保険者と同一世帯に属する人のことで、被保険者数に含めて計算します。

※給与所得者等とは、一定の給与所得か公的年金所得がある人のことです。

令和6年度の改正点

低所得者層の保険料負担軽減となるよう、軽減対象世帯を拡充しました。